

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【結果分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
47	<p><b>2 契約</b></p> <p>(1) 合理的理由に乏しい随意契約</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>随意契約理由に合理性を欠いた契約が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■平成29年度帳票出力業務委託契約（市民税課）</li> <li>■平成29年度固定資産税・都市計画税賦課計算等業務委託（資産税課）</li> <li>■平成29年度国民健康保険税賦課計算業務委託（健康保険課）</li> </ul> <p>【解決の方向性】</p> <p>随意契約とする合理的理由がなければ、競争性を確保した契約方法に見直す。</p> <p>また、いわゆるベンダロックインの問題を防止するため、特定者に過度に依存しないような措置を講じることが考えられる。</p>	<p>住民情報は、本市に帰属するものがありますが、住民情報統合システムの運用サーバー内に格納されており、異なるベンダー間とデータ連携、変換等を行う場合、システム設計費、改修費及び検証作業費等がかかることから、費用対効果を考慮し、これまで特命随意契約としていたところであります。</p> <p>総務省では、異なるベンダー間でのシステム更新におけるデータ移行費を削減し、ベンダロックインを解消することを目的に、「中間レイアウト仕様」を公開しており、本市におきましても、住民情報統合システムの更新（令和2年度予定）に際しては、先のレイアウトに則した設計の導入について、システム主担当課と連携し、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（健康保険課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>岩手県では、複数の市町村の共同利用により事務効率化を図るため、国保事務処理標準システムのクラウド化を令和2年10月から開始することとしており、当該業務委託につきましては、現契約終了後、そちらへ移行することとしております。</p> <p>なお、いわゆるベンダロックインについては、住民情報統合システム（Inside6）において、総務省が公開している「中間レイアウト仕様」に則したものとなっており、今後、住民情報との連携が必要となる業務委託を行う際は、一者随意契約ではなく、複数のベンダーから見積徴取の上決定することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（健康保険課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 業務改革の推進について

【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
58	<p><b>3 人員配置</b></p> <p>(1) 個々の業務量の積み上げによらない必要人員数の積算</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>必要人員数の積算が個々の業務量の積み上げによらないため、精度の高い必要人員数を積算しているといえるか疑問である。業務量調査が不十分な結果、必要人員数の積算の精度が低く、人員配置に不均衡が生じているケースがないか懸念される。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>「公共サービスの質の向上と経費の削減を図る前提として、個々の業務内容とこれに関わる人員、必要とされる費用等のコストが適切に把握されていない」ことを踏まえ、個々の業務量の積み上げを基礎に各部署の必要人員数を積算する手法をとることも考えられる。</p>	<p>人員配置については、これまでも各部等の事務の効率化に向けた取組，事務事業量及び時間外勤務の状況等調書の提出のほか，ヒアリングした結果を踏まえ，定数の見直しを実施しておりますが，個々の業務量の積み上げが可能か調査，研究した上で，均衡ある人員配置の取組に努めてまいります。</p> <p>(職員課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>人員配置については、これまでと同様の手法により取り組むこととしましたが、必要に応じて複数回ヒアリングを重ねるなど、個々の業務量についても丁寧に確認しながら、結果として、令和2年度は15名の定数の増員を図り、均衡ある人員配置に努めました。</p> <p>(職員課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 業務改革の推進について

【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
65	<p><b>(3) 時間外勤務の過小認識の懸念</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      出勤簿とパソコン使用時間の記録に乖離が生じた要因が明らかでない事案が検出された。                      時間外勤務の縮減に関する指針の下、時間外勤務が過小認識され、時間外命令と勤務実態に乖離が生じた事案が含まれていないか懸念される。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      始業・終業時刻の確認、記録を現行の自己申告によるのであれば、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日厚生労働省）に沿った確認を行う。</p>	<p>時間外勤務については、指摘された事案が常態化していないか現状を把握した上で、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿った運用を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和元年度において、時間外勤務命令とパソコン使用時間の記録の実態調査を実施し、著しく乖離している事案については各所属から理由を聴取し、指摘された事案が常態化していないことを確認いたしました。今後も「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿って、定期的の実態把握に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 業務改革の推進について

【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
67	<p>(4) 臨時・非常勤職員の任用根拠と勤務実態の不整合</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>■ 臨時職員 臨時職員は事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態となっている外観を有しており、臨時的任用職員の任用根拠と勤務実態の整合がとれているか疑問である。</p> <p>■ 非常勤職員 勤務時間に定めのある非常勤職員の任用根拠を地方公務員法第3条第3項第3号に基づき特別職非常勤職員と整理しているが、非常勤職員の職務の多くは労働者性の高いものと見受けられるため、任用根拠と勤務実態の整合がとれているか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 臨時・非常勤職員の任用根拠と勤務実態の不整合は会計年度任用職員制度（平成32年度から導入）の中で解決することが想定されるが、業務改革の推進を考慮し、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努める。</p>	<p>臨時・非常勤職員の勤務実態を把握しながら、会計年度任用職員制度の導入を検討する中で整理してまいります。</p> <p>(職員課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和元年度に臨時・非常勤職員等の任用実態に関するヒアリング等を通じて、臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化、標準的な業務量の精査及び職の必要性の検討等を行った上で、職の整理を行いました。今後も同様の手続きにより、適正な人員配置に努めてまいります。</p> <p>(職員課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 業務改革の推進について【意見分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
29	<p><b>1 業務処理</b>  <b>(7) 必要性に乏しい団体会計</b>  <b>【現状の問題点】</b>                      市に事務局を設置している団体（団体会計）について、市の事務事業ではなく、あえて団体の事務事業と整理する必要性に乏しい団体会計が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■盛岡市愛宕町職員駐車場利用者会</li> <li>■太田地区自治会協議会，乙部地区自治公民館連絡協議会・乙部地区町内会連絡協議会</li> <li>■もりおか環境緑化まつり実行委員会</li> </ul> <p><b>【解決の方向性】</b>                      仮に団体会計がなかった場合に生じ得る問題点を整理し、団体会計の必要性を明確にする。                      あえて団体会計とする合理的理由がなければ、以下の方法により、市の財務会計事務を簡潔にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆団体会計を廃止し、市の事務事業と整理する。</li> <li>◆市以外に事務局を移管し、財務会計事務に係る市の関与をなくす。</li> </ul>	<p>太田地区自治会協議会の団体活動は、構成員により自主的に運営されており、経費の大部分は構成員の負担金（会費）により賄われていることから、自立した団体としての事務であり、市の事務事業とは区分されるものであります。</p> <p>よって、団体の事務局については、太田地区自治会協議会と調整を進め、令和元年度中に当該団体に移管するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(太田支所)</p>	<p><b>○措置済</b>                      令和 2 年 3 月 23 日に太田地区自治会協議会に当該団体会計を完全移管しております。</p> <p style="text-align: right;">(太田支所)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。